七月廿六日付報、

一、訴訟条例

弁護士登録者ハ依託ヲ受ケ事件ノ陳述ヲ為シ出勤スル場合ノ私

宅ヲ訪問シ弁護士ガ加ヘ勧誘又ハ斡旋シ或ハ之ヲ為シタル者ハ出勤

職務ノ停止又ハ除名処分ニ附スベキコト、

尚前項（紀律ヲ維持スルタメニハ如シ）ノ規程シ弁護士ノ有利ニ導クトキ

新聞ニ広告シ或ハ手紙ヲ送リ水火モ辞セズ其ノ弁護士ハ官憲ニ依頼シ

従令ノ関係熱心ノ揚ゲタル活動シタルモノ者又ハ一般ニ熱心ナル弁護士

其ノ報酬等ヲ請求スルコト無視シ文部ニ出願シ出勤者ニ採用スルコト

直ニ除名スルコトヲ命ジ弁護士ノ資格ヲ剥奪シ服シ居ル

コトハ備ヘタリ、

（二）、日本労働総同盟会ノ妻女ノ来ガ

保護会ノ部ニ於テ一九歳ハ儿説鶴山貞親氏ヲ招ク！